

官報 号外

平成十六年十一月十九日

○第百六十一回 参議院会議録 第八号

平成十六年十一月十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成十六年十一月十九日

午前十時開議

第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成十六年十一月十九日 参議院会議録第八号

議事日程追加の件 刑法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第五まで

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(扇千景君) これより会議を始めます。

この際、日程に追加して、

刑法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。南野法務大臣。

〔国務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○国務大臣(南野知恵子君) 刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、我が国の治安水準や国民の体感治安が悪化しているとの指摘がなされていますが、その大きな要因の一つとして、人の身体に攻撃を加え、その生命や身体等の重要な個人的法益に重大な危害を及ぼす凶悪犯罪その他の重大犯罪の増加傾向が続いていることが挙げられます。

こうした中で、平成十五年十二月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のための行動計画が取りまとめられ、当面取り組むべき重点課題の一つとして挙げられた治安回復のための基盤整備の項目の中で凶悪犯罪等に関する罰則を整備することが求められました。特に凶悪犯罪等については、刑法や刑事訴訟法に定められている有期刑や公訴時効の期間の在り方等が現在の国民の正義観念に合致しているのかという問題が、かねてから指摘されていたところでもあります。

そこで、凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に対する、最近の犯罪情勢及び国民の規範意識の動向等を踏まえた上で、事案の実態及び軽重に即した適正な対処が可能になるよう、刑法及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑法を改正して、有期の懲役及び禁錮を一年以上二十年以下とするともに、有期の懲役及び禁錮を加重する場合においては、三十年にまで上げることができるようになっています。

第二は、刑法等に規定された個々の凶悪犯罪等、すなわち、強制わいせつ、強姦、強姦致死傷、殺人、傷害、傷害致死及び強盗致傷等の各罪の法定刑の上限又は下限を見直すとともに、二人以上の者が現場において共同して強姦又は準強姦の罪を犯した場合等について、新たな処罰規定を設けるものであります。

第三は、刑事訴訟法を改正して、凶悪犯罪等についての公訴時効の期間を延長するものであり、死刑に当たる罪については二十五年、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年、長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年とするものです。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。松岡徹君。

〔松岡徹君登壇、拍手〕

○松岡徹君 民主党・新緑風会の松岡徹でございます。

ただいま議題となりました刑法等の一部を改正する法律案について御質問いたします。

政府は、本法案の提案理由として、治安水準や国民の体感治安が悪化していること、凶悪・重大犯罪に対し罪を重くすべきであるという国民感情にこたえることを挙げられておられます。被害者の心情と犯罪の重大性に対する国民の応報感情に対応してこういう姿勢は理解できます。

しかしながら、刑の重軽をバランス論やあいまいな抑止論で決定するには余りにも無責任だと思えます。なぜこのような犯罪が起こるのか、なぜ事前に予防することができなかったのか、原因を追及、分析してしっかりとした議論が必要で、被害者や国民の思いは、犯罪者に対し自ら起こした罪の重大さを自覚し、心からの反省と謝罪を求めています。そして、そもそも犯罪を多発させない社会作りを進めていくことが政治の責任であると考えます。

以上の観点から、今般国会に上程されております刑法等の一部を改正する法律案に關しましては、厳密な検討を行う必要があるとの考えで、政

府に以下の点について御質問をしたいと思います。

今回の刑法改正は、一九〇七年に刑法が制定されて以来の全面的な見直しとなります。内容的にも、有期刑の上限の引上げや、殺人、傷害、強姦などの法定刑の引上げを含み、本法案が直接影響する範囲は百数十罪に及びます。これだけ大きな改革は現行刑法始まって以来であり、正に百年に一度の刑法大改正と言えます。

ところが、今回の法案は事前に国民的議論を促す形で準備された形跡がありません。長期的な犯罪情勢や犯罪の原因に関する調査、分析、重罰化による犯罪防止効果や過剰収容への影響の予測など、立法の妥当性を裏付ける事実調査が審議の過程でどこまでなされたのでしょうか。

五年後には、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪等の刑事裁判に国民が参加する裁判員制度が始まり、市民裁判員が裁判官とともに被告の有罪、無罪、そして量刑を評議することになります。こうした重要な節目の時期を踏まえた刑法改正について、広く国民に開かれた議論をすべきと考えますが、法務大臣にその見解をお伺いいたします。

この法律案が提案される背景として、凶悪・重大犯罪が増加しているということが理由に挙げられています。しかし、刑法の総則、しかも有期刑の法定刑や処断刑の上限の引上げという刑事政策の根本の改正を議論する以上は、より厳密な犯罪実態の把握を要します。

そこで、法案の内容を議論する前提として、以下の点について法務大臣にお伺いいたします。まず、窃盗や強盗は多少増えているものの、殺

人、放火、強姦、また強盗の中でも強盗殺人などの凶悪犯罪数は横ばいの範囲内のように思いますが、いかがでしょうか。また、傷害罪や強制わいせつ罪の認知件数が二〇〇〇年に急増しているのは、警察が全件受理の原則に転換したからで、犯罪の実態が増えたわけではないという犯罪統計学者の見解もありますが、これについてどう考えているのか、併せて法務大臣にお伺いいたします。

強制わいせつや強姦罪は女性の人権を著しく侵害する犯罪行為であり、これを厳しく処断する必要があることは言うまでもありません。しかしながら、このような性犯罪の背景には、いわゆるスーパージョブ事件の際の、元気があつてまだいいなどという一部の国会議員の発言に見られるような性的暴力の軽視、セクシュアル・ハラスメントが黙認されるような職場の実態、性の商品化や性的暴力、性差別を助長する環境など女性差別の社会的な実態があり、これを克服する総合的な施策が同時に推進されなければならないと考えますが、この点について法務大臣にお伺いいたします。

これと関連して、表面化する性犯罪は正に氷山の一角であり、警察に届けられずに被害者が泣き寝入りするケースが膨大にあると推測されます。しかし、それらは幾ら刑を引き上げても、抑止効果は限られています。被害者が被害の届出を躊躇うちよする要因として、従来、警察で届出を受理し事情聴取するのがほとんど男性警察官であったり、警察、検察、裁判所で何度も事件のことを聞かれたり、被害者にも落ち度があつたかのような発言をされ、事情聴取の過程で言わば二次的な被害を受けるような状況もあると聞いておりま

す。イギリスでは、同性警察官による対応を原則化したり、特別な訓練を受けた介添え人制度の確立、アメリカでも、検察官事務所に雇われた専門的知識を擁する被害者支援員による対応やメンタルケアの支援が実施されています。諸外国の事例に倣い、被害者の立場に立った改善が図られなければならないと考えますが、この点について国家公安委員長にお伺いいたします。

次に、刑の引上げによる犯罪防止効果についていわれる凶悪犯罪について、刑の引上げがどれだけ抑止効果を持つのか、甚だ疑問であります。専門家の間でも様々な意見がありますが、少なくとも言えることは、重罰化すれば犯罪が減るといような短絡的な問題ではないはずで、人類が長い年月を掛け、犯罪学や刑事政策の知見を積み重ねて獲得した英知は、単に刑罰の応報的な対応のみで犯罪が抑止されるのではなく、犯罪防止のための原因の究明、分析や総合的な対応策の検討、犯罪者の再犯予防や更生施策等、様々な視点からの犯罪の抑止の取組が積み重ねられてきました。しかし、今回の提案ではこの点の十分な議論、検討がなされたとは思えません。

法定刑の引上げによる犯罪抑止効果がどの程度あるのか、また法定刑の引上げ以外の犯罪防止策について具体的にどのような方策を考えているのか、法務大臣にお伺いいたします。

次に、刑務所の収容について伺います。二〇〇三年には刑務所や拘留所の行刑施設の収容人員は七万三千七百三十四人で、収容定員を四千四百人も上回っており、支所を除く行刑施設の本所の九割弱が定員を超える過剰収容となつてお

ります。法定刑の引上げにより服役期間が長期化することによって、刑務所ではますます過剰収容が進むことが懸念されます。今回、有期刑の長期化を提案されるに当たり、今後の刑務所人口の推移をどのように予測しているのか、予測の根拠、前提条件も示した答えを法務大臣に伺います。あわせて、刑務所人口の予測を踏まえて、どのような過剰収容の解消策をお持ちなのか、法務大臣に伺います。

さらに、長期受刑者の社会復帰に及ぼす影響であります。二十年、三十年も社会から隔離して拘禁施設に収容することは、社会復帰そのものを不可能ならしめると考えます。

また、犯罪被害者の中には、加害者がなぜそのような罪を犯したのか、犯罪原因を明らかにしてほしい、その罪を償い被害者に対し心から謝罪してほしいとの思いを持つておられる方もたくさんおられます。再犯防止の観点からも矯正教育の充実には非常に重要と考えますが、過剰収容状態が長期化しますと、行刑の本旨であるところの更生、あるいは社会復帰に向けた訓練が効果的に行えないというおそれが予測されます。刑法の重罰化が更なる過剰収容を引き起こすことを念頭に置いたとき、再犯を引き起こさせないための矯正教育の充実に向け、いかなるプログラムの充実策と対応策を準備しているのか、併せて法務大臣にお伺いいたします。

二〇〇二年秋に発覚した名古屋刑務所での一連の受刑者に対する人権侵害不祥事件は、多くの国民に衝撃を与え、抜本的な行刑改革が緊急の課題となりました。名古屋刑務所の人権侵害不祥事件を契機に発足した行刑改革会議は、二〇〇三

年に詳細な提言をまとめました。しかしながら、本年六月に、名古屋刑務所豊橋刑務支所の看守部長が女性収容者を妊娠させた事件が発覚しています。強制わいせつ、強姦罪を重くする法案を提出しながら、法務省自らが足下の強制わいせつ、強姦を放置していて、行刑改革が進んでいると言えらるのでしょうか。法務大臣の見解をお伺いいたします。

このような事件の再発を防止し、刑務官が受刑者の人間性を尊重しつつ矯正の職務を全うするためにも、刑務官への人権教育が極めて重要であると考えます。名古屋刑務所での人権侵害不祥事事件や豊橋刑務支所事件の反省と行刑改革会議の提言を踏まえた人権教育が、現在どのような内容で、どの程度の頻度で実施されているのか、また今後の充実策について法務大臣にお伺いいたします。

また、本法案による重罰化によって刑務所の過剰収容が更に悪化することになれば、行刑改革会議の提言の目指す改革の実現は事実上不可能になるのではないかと懸念されます。本法案による重罰化と行刑改革の実現が現実にも両立し得るのか、両者の政策的整合性についてどう考えているのか、法務大臣に伺います。

次に、十五年以上に当たる刑について公訴時効の延長が提案されていますが、例えば二十五年たつてから公訴提起された被告側は、証人の存在すら分からないとか、証拠が見付からないというように、防御権が保障されないことが十分に考えられます。そのような場合に、検察官が持っているすべての証拠や情報にアクセスでき、捜査機関が集めた証拠は適切に管理され、弁護側への十分

な証拠開示が保障されるべきは当然のことと考えますが、法務大臣に見解を伺います。

さらに、法定刑を厳罰化するという議論と並行して、むしろその前に、現行の刑事手続に問題はないのでしょうか。とりわけ、国際的な基準に照らして改善を検討すべきではないでしょうか。国連の自由権規約委員会からは、再三にわたって、取調べを録音、録画することや弁護側への証拠開示を保障することが勧告されています。

民主党では、かねてより、刑事手続の適正化を求めてまいりました。特に、捜査や取調べの透明性、公平性を確保すべきであるとの観点から、ビデオ録画等による取調べ過程の可視化、弁護人立会いの確立、検察側の証拠開示の徹底化が必要であると考えていますが、法務大臣の見解をお伺いいたします。

犯罪を抑止していく重要な前提として、人権を確立していくことは欠かすことのできない重要な課題であります。名古屋刑務所における人権侵害不祥事事件、並びに犯罪を予防していく観点からも、一日も早い人権救済制度の確立が求められています。先週末日されましたルイズ・アルプール国連人権高等弁務官は、日本政府関係者にパリ原則に基づく人権委員会の設置を強く要請されました。民主党も、国連からの勧告等の国際的責務を全うすべく、独立性、実効性を確保したいわゆる人権侵害救済法の制定を提起しています。国際的人権基準であるパリ原則に基づく人権委員会を内閣府に設置する人権侵害救済法の制定が重要であると考えますが、政府としての考え方を内閣官房長官にお伺いいたします。

最後に、犯罪状況やその原因、背景は民主社会

を築いていく課題を反映していると考えます。国民の犯罪状況に対する不安や被害者救済・支援に真摯にこたえるためにも、犯罪の現状や原因を追求、分析し、犯罪を解決していくための取り組みべき施策について、国民的議論という手続をしっかりと行わなければその効果は期待できません。このことから、今回の提起の内容は余りにも拙速過ぎます。

近年、とりわけ多くの強盗事件の被疑者の職業を見たとき、無職の二文字が際立っています。失業率は五%前後を推移し、年間の自殺者が六年連続三万人を超えるなど、弱者切捨ての政策により人々を犯罪に走らせる要因を作っているのは小泉政権そのものではないでしょうか。犯罪を生み出さず、抑止していく社会、そして被害者を支援し、加害者の再犯を防止して、社会復帰できるような仕組みを確立していくことは、人権が確立された社会でないとは実現できないと考えます。

たつた一人に現れる部落差別や人権侵害を見過ぎさず、人権運動に取り組んできた者として、人権確立社会を政治によって実現することが犯罪を抑止していく最短の道だと確信していることを表明いたしました。私の質問を終わりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣南野知恵子君登壇、拍手)
○国務大臣(南野知恵子君) 松岡徹議員にお答え申し上げます。

申し上げます。十分な事実調査や審議が行われたかとのお尋ねがありました。御指摘の点につきましては、法務省として日ごろから調査、検討を行っており、今回の改正はこれによる犯罪情勢や国民の規範意識の動向等を踏

まえたものであります。また、法制審議会における審議等を踏まえ、十分な検討を行うとともに、受刑者の処遇等に関与する関係機関等とも協議を行うなどしております。

次に、広く国民に開かれた議論をすべきであるとお尋ねがありました。法務省としては、国民の規範意識の動向等の把握にも意を用いており、今回の改正は刑罰に関する国民の方々からの直接の意見を始め、各種世論調査の結果等を踏まえたものです。また、法制審議会に具体的な改正内容を示した諮問をして一般に公表しておりますし、その審議結果も順次公開してまいります。この審議の間にも国民各層から多くの御意見等が寄せられており、これらにつきましても検討を行っております。

今回の法案は、このような議論等を踏まえて提出したものであります。次に、凶悪・重大犯罪の増加の件数及びその実態についてお尋ねがありました。人の生命、身体その他の重要な法益を侵害する凶悪・重大犯罪の典型である殺人、強姦、強制わいせつ、傷害及び強盗について、平成十五年の認知件数を十年前と比較してみますと、強盗は約二・九倍に、強姦は約二・八倍に、傷害は約二倍に、強姦は約一・五倍に、殺人は約一・一倍に増加しております。

なお、強盗のうち強盗殺人を含む強盗致死及び放火につきましても、平成十五年の認知件数を十年前と比較してみますと、強盗致死は約一・九倍、放火は約一・二倍となっております。また、傷害及び強制わいせつにつきましては、御指摘の平成十二年以降も、平成十五年に至るまで認知件数

が急増しており、犯罪が実態として増えているものと考えております。

次に、女性差別を克服する総合的な施策についてお尋ねがありました。

男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現のためには、政府全体として様々な課題に取り組んでいく必要があると考えております。

強制わいせつや強姦などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する犯罪行為であり、克服すべき重要課題であると認識しております。

法務省では、そのための施策として、従来から検察当局における刑事事件の適正な処理や人権擁護機関における各種啓発活動などに取り組んできたところ、今回、強制わいせつ、強姦及び強姦致死傷の各罪の法定刑の見直しや集団強姦等罪の新設などを提案したものであります。

次に、刑の引上げによる犯罪抑止効果とその他の犯罪抑止策についてお尋ねがありました。

刑の引上げによる犯罪抑止の効果を数字などでお示しすることは困難ですが、単に罰則を強化するだけで治安の回復を図るのに十分であると考えているわけではありません。

政府は、昨年十二月に策定された犯罪に強い社会の実現のための行動計画を推進しているところであり、今後とも、この行動計画の内容に従って、政府全体として治安回復を図るための取組を進めることにより、相応の効果をえられるものと期待しております。

次に、法改正によって見込まれる刑務所の被収容者の増加への対応についてお尋ねがありました。

今回の法改正により、どの程度収容人員が増加するかを予測することは困難ですが、今後とも、刑務所の拡充を含めた所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、過剰収容下における矯正教育の充実に向けた取組についてお尋ねがありました。

行刑改革会議の提言においても、教育的処遇を充実させることとされており、過剰収容下においても、受刑者の特性や問題性に応じた、より効果的、効率的な教育プログラムの実施に努めるとともに、社会資源の活用を推進するなどして、矯正教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、豊橋刑務支所の刑務官による不祥事案を踏まえた行刑改革に対する所感についてお尋ねがありました。

省を挙げて行刑改革に取り組んでいるこの時期に、御指摘の不祥事案が発生したことは、誠に遺憾に思います。

法務省といたしましては、同事案に対して厳正に対処するとともに、同種事案の再発を防止するために必要な措置を講じたところでありますが、今後とも、行刑改革の実現に全力を注ぎ、被収容者の人権を尊重した行刑を実現してまいりたいと考えております。

次に、矯正職員に対する人権教育の実施状況と充実方策についてお尋ねがありました。

刑務官に対しては、従前から人権に関する研修を実施してきたところでありますが、名古屋刑務所などの事案に対する反省や行刑改革会議の提言を踏まえ、平成十四年度以降、中間監督者に対す

る人権教育のための研修を毎年実施しているほか、平成十六年度からは、民間プログラムによる人権研修を導入するなどして、その充実を図っているところであります。

今後とも、こうした研修を充実させていきたいと考えております。

次に、行刑改革会議の提言との政策的整合性についてお尋ねがありました。

我が国の行刑の基本は、受刑者を改善更生させて社会復帰させるという点にあり、今回の改正も、受刑者が社会復帰可能な状況にあれば仮出獄を認めるという理念を変えるものではありません。

今後とも、このような処遇を更に進めるべきであるとする行刑改革会議の提言を踏まえた処遇の充実を図るとともに、刑務所等の新設を含めた収容能力の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、証拠開示の徹底化についてお尋ねがありました。

本年五月の刑事訴訟法の改正によって、検察官の証拠開示が拡充されたことにより、証拠開示の必要性と弊害とを比較考量しつつ、争点の整理や被告人の防御の準備のために十分な証拠が開示されるものと考えております。

なお、公訴時効期間の延長は、検察官が重い立証責任を負うことから考えても、被告人の防御権を不当に制約するものではなく、また、全面的な証拠開示につきましては、罪証隠滅等の弊害が生じるおそれがあることなどから、相当ではないと考えております。

最後に、取調べ過程の録音、録画や取調べに弁護人が立ち会うことについてお尋ねがありました。

これらの問題につきましては、司法制度改革審議会意見においても、刑事手続における被疑者の取調べの役割との関係で慎重な配慮が必要であることなどから、将来的な検討課題とされており、法務省としても慎重に検討することが必要であるとと考えております。(拍手)

護人が立ち会うことについてお尋ねがありました。

○国務大臣(村田吉隆君) 被害者の二次的な被害防止のための改善策についてお尋ねがございました。

いわゆる性犯罪につきましては、精神的なショックや羞恥心が大きいことから、可能な限り被害者に精神的負担を掛けないよう、その心情に配慮した施策を推進することが必要と認識しております。

このため、警察では、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなど、捜査過程における被害者の精神的負担の軽減や二次的被害の防止等に努めてきたものであります。

今後とも、警察が被害者にとって身近な機関であり、被害の回復や軽減について大きな期待を寄せられている立場にあるとの認識の下、捜査過程における二次的被害の防止を始め、被害者の視点に立つた諸施策を組織的、総合的に推進するよう督励してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○国務大臣(細田博之君) 松岡議員にお答えいたします。

人権救済制度に関する法律の制定についてお尋ねがありました。

さきの国会に提出されておりました人権擁護法案は、人権擁護を所掌事務とする法務省に人材やノウハウの蓄積があることを考慮し、パリ原則に言う独立性にも配慮した形で、人権委員会を法務省の外局として設置することとしていたと承知しております。

同法案につきましては、現在、法務省においてその内容等について改めて検討を行っているところであり、政府としては、この人権擁護法案をできるだけ早く早期に再提出できるよう努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

日程第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(高嶋良充君登壇、拍手)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図ろうとするものであります。

次に、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、先に述べた法律の施行に伴い、関係法律の規定について所要の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、書面の電子保存容認によるコスト削減の効果、主務省令の整合性の確保と早期の公布及び周知、本法の対象外となる書面の類型とITの進展に対応した見直し、条例により保存義務のある文書の電子化の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、順次採決を行った結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、二法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

ます。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百二十二
反対 〇

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第四 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(木村仁君登壇、拍手)

○木村仁君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特別職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額を引き下げ、兼業をしている場合の給与の月額化の範囲を拡大するとともに、特別職職員の給与体系の見直し等を行うとするものであります。

また、障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の災害補償に係る障害の等級の改定等を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、幹部公務員給与の見直しの経緯と改正趣旨、審議会委員の選任の在り方、独立行政法人職員の給与実態、公務災害認定におけるメンタルヘルスへの配慮等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十
賛成 二百二十
反対 ○

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長渡辺孝男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○渡辺孝男君 たいま議題となりました裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判手続によらずに民事上の紛争の解決を望む当事者にとつて、公正な第三者が関与して、その解決を図る裁判外紛争解決手続が重要なものとなつていくことにかんがみ、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利や利益の適切な実現に資するため、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図るうとするものであります。

委員会におきましては、裁判外紛争解決手続制度に関する人材育成や財政措置等の総合的な基盤整備の必要性、認証制度の意義及び認証基準の客観性、民間紛争解決手続の信頼性確保についての国等の関与の在り方、民間紛争解決手続に執行力を付与することの可否等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百二十二
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長溝手頭正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○溝手頭正君 たいま議題となりました法律案につき、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、従来、国や地方公共団体の仕事とされてきた事務が独立行政法人、地方独立行政法人等に移つていくことから、これらの法人や一定の出版物を国立国会図書館に納入する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

出席者は左のとおり。

議員	又市 征治君	山本 保君
	鰐淵 洋子君	大田 昌秀君
	谷合 正明君	西田 実仁君
	坂本由紀子君	淵上 貞雄君
	浮島とも子君	浜田 昌良君
	澤 雄二君	小泉 昭男君
	田 英夫君	遠山 清彦君
	山本 香苗君	松 あきら君
	福本 潤一君	佐藤 昭郎君
	山谷えり子君	福島みずほ君
	加藤 修一君	高野 博師君
	弘友 和夫君	渡辺 孝男君
	岸 宏一君	木村 仁君

龜井 郁夫君	山口那津男君
山下 栄一君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浅野 勝人君
谷川 秀善君	常田 享詳君
山崎 正昭君	浜四津敏子君
風間 昶君	白浜 一良君
草川 昭三君	木庭健太郎君
小野 清子君	太田 豊秋君
魚住 汎英君	南野知恵子君
西銘順志郎君	柏村 武昭君
福島啓史郎君	段本 幸男君
小泉 顕雄君	末松 信介君
中川 雅治君	中村 博彦君
二之湯 智君	西島 英利君
野村 哲郎君	小池 正勝君
北川イツセイ君	岸 信夫君
河合 常則君	藤野 公孝君
松山 政司君	中川 義雄君
中島 啓雄君	吉田 博美君
小林 温君	岩城 光英君
小斉平敏文君	加納 時男君
市川 一朗君	岩永 浩美君
大野つや子君	三浦 一水君
阿部 正俊君	金田 勝年君
保坂 三蔵君	松村 龍二君
狩野 安君	泉 信也君
景山俊太郎君	溝手 顕正君
吉村剛太郎君	佐藤 泰三君
西田 吉宏君	清水嘉与子君
若林 正俊君	鴻池 祥肇君
田中 直紀君	杏掛 哲男君
片山虎之助君	藤井 基之君

加治屋義人君	鈴木 陽悦君
長谷川憲正君	松村 祥史君
水落 敏栄君	山本 順三君
黒岩 宇洋君	近藤 正道君
愛知 治郎君	椎名 一保君
萩原 健司君	岡田 直樹君
秋元 司君	関口 昌一君
鶴保 庸介君	野上浩太郎君
荒井 正吾君	後藤 博子君
舛添 要一君	森元 恒雄君
田村耕太郎君	岡田 広君
脇 雅史君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
山崎 力君	田村 公平君
田浦 直君	山本 一太君
矢野 哲朗君	鈴木 政二君
林 芳正君	武見 敬三君
北岡 秀二君	中原 爽君
橋本 聖子君	青木 幹雄君
松田 岩夫君	陣内 孝雄君
中曾根弘文君	真鍋 賢二君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	水岡 俊一君
藤本 祐司君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
小林 正夫君	柳澤 光美君
喜納 昌吉君	加藤 敏幸君
主濱 了君	神本美恵子君
山根 隆治君	池口 修次君

若林 秀樹君	平野 達男君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
森 ゆうこ君	工藤堅太郎君
広野ただし君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
郡司 彰君	福山 哲郎君
櫻井 充君	円 より子君
直嶋 正行君	山本 孝史君
小林 元君	佐藤 道夫君
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
平田 健二君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	山下八洲夫君
田村 秀昭君	大石 正光君
今泉 昭君	蓮 舫君
林 久美子君	広田 一君
仁比 聡平君	大久保 勉君
前川 清成君	島田智哉子君
小林美恵子君	芝 博一君
松岡 徹君	津田弥太郎君
犬塚 直史君	紙 智子君
松井 孝治君	鈴木 寛君
岩本 司君	榛葉賀津也君
シシムルテ君	大門実紀史君
井上 哲士君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	木俣 佳文君
高橋 千秋君	谷 博之君
藤原 正司君	小池 晃君
羽田雄一郎君	大江 康弘君
齋藤 勁君	小川 勝也君
家西 悟君	吉川 春子君
市田 忠義君	輿石 東君

江田 五月君 佐藤 泰介君
 柳田 稔君 千葉 景子君
 岡崎トミ子君 前田 武志君
 築瀬 進君 北澤 俊美君
 峰崎 直樹君

國務大臣
 総務大臣 麻生 太郎君
 法務大臣 南野知恵子君
 國務大臣 (内閣官房長官) 細田 博之君
 國務大臣 (国家公安委員会委員長) 村田 吉隆君
 國務大臣 棚橋 泰文君
 副大臣 法務副大臣 滝 実君

議長の報告事項
 一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員
 辞任 白 眞勲君 補欠 藤末 健三君
 澤 雄二君 補欠 浜田 昌良君

経済産業委員
 辞任 藤末 健三君 補欠 白 眞勲君
 浜田 昌良君 補欠 澤 雄二君

国家基本政策委員
 辞任 国井 正幸君 補欠 岸 信夫君
 水落 敏栄君 補欠 桜井 新君

行政監視委員

岸 信夫君 補欠

議院運営委員

岸 信夫君 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

喜納 昌吉君 補欠

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

前川 清成君 補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(仙谷由人君外四名提出)(衆第一〇号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(衆百五十九回国会閣法第七七号)

法務委員会に付託

信託業法(衆百五十九回国会閣法第八五号)

財政金融委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

岸 信夫君 補欠

辞任

山本 香苗君 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

審査報告書

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一〇号) 審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二号) 審査報告書

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第三号) 審査報告書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(閣法第六号) 審査報告書

同日議長から次の質問主意書が提出された。

社会保険庁による年金給付ミスに関する質問主意書(小池晃君提出)(第六号)

新潟県中越地震と原子力発電所に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第七号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第六号) 審査報告書

審査報告書

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十八日

参議院議長 扇 千景殿

内閣委員長 高嶋 良充

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法律の施行に当たっては、ITを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担軽減等を通じて国民の利便性の向上を図るといふ法の目的を十分に踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

一、主務省令等の制定に当たり、民間保存文書等について、原則としてすべて電子保存を可能にするという法の趣旨に適用し、可能な限り対象範囲を拡大するとともに、それらの整合性等を図るために、IT戦略本部及び省庁間において十分な調整を行うこと。また、主務省令等は、両法律の施行の前に公布するよう努めること。

二、主務省令等の内容について、民間事業者等の経済活動及び国民生活に支障のないよう十分周知徹底するとともに、情報通信技術の発達及び

民間事業者等の経済活動等の態様の変化を踏まえ、適時必要な見直しを行うこと。

三、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないように、情報通信技術の発達に対応したセキュリティ対策及び個人情報保護のための適切な措置が講じられるよう、民間事業者等に対して必要な助言、情報提供その他必要な措置を講ずること。

四、税務関係書類の電子的な保存については、適正公平な課税の観点を踏まえつつ、対象範囲の拡大に向けて積極的な検討を行うこと。

五、地方公共団体においても書面の保存等における情報通信技術の利用の促進を図るため、政府は、適切な情報提供その他必要な支援措置を講ずること。

右決議する。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関する法律

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 国の機関
- ロ 地方公共団体及びその機関
- ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第二条第二号二からチまでに掲げるもの

- 二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- 三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

- 五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置

き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条において「裁判手続等」という。)において行うものを除く。

- 六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調整することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。
- 七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- 八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。
- 九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。
- 十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等を行う。

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところによ

(電磁的記録による保存)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

り、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づき書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

附則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

審査報告書

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係七十二法律の規定の整備等を行うものであり、妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 政府は、両法律の施行に当たっては、ITを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負

官 報 (号 外)

の八第一項、第七百条の五十九第一項、第七百一条の五第一項、第七百一条の三十五第一項、第七百七条第一項及び第七百三十三条の四第一項中「作成」の下に「又は保存」を加える。

第七百四十八条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類(総務省令で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の保存に代えることができる。

第七百四十九条第三項中「当該承認を受けている地方税関係帳簿又は地方税関係書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」という。)」を「地方税関係帳簿書類(地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。)」のうち同条第一項又は第二項の承認を受けているものに、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿書類」に改める。

第七百五十条第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を、「種類」の下に「同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」を、「概要」の下に「同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概

要」を加え、同項ただし書中「が、当該承認を要」が、同条第二項又は第三項の承認に改め、同条第三項中「地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。」を削り、同項第二号中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に改める。

第七百五十一条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれれか」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を、「当該承認を受けている地方税関係帳簿書類(以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」という。)」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれれか」に改める。

第七百五十二条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれれか」に改め、「又は同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第一項又は第二項」を「同条各項」に改め、同条第五項中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項のいずれれか」に改める。

第七百五十三条第一項第二号中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に改める。

第七百五十四条中「同条第二項中「同項」の下に「又は同条第三項」を加え、「が、当該承認とあるのは」が、前条第二項の承認を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては当該地

方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条各項」に改め、「のいずれれかを削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「に」改め、「当該承認を受けている地方税関係帳簿書類をいう。以下本章において同じ。」の全部、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」とを削り、「代え、又は」とあるのは「代え」を「又は同条第二項若しくは第三項」とあるのは「同条第二項」に改め、「同条第一項又は第二項」とあるのは「それぞれ同条第一項、第二項又は第三項」とを削る。

第七百五十四条の二の見出しを「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外」に改め、同条中「並びに第四百六十五条第三項及び第四項、第七百条の二十二の二第六項並びに第七百条の二十二の五第七項」に改め、「第六条」の下に「並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条第

一 項若しくは第二項を「第七百四十八条各項」に改め、同条第三項中「第四項第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。
(行政書士法の一部改正)
第五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第一項中「この条及び第十九条第一項において」を削る。
第十三条の二十二第一項中「関係書類」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。
(政党助成法の一部改正)
第六条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第三十八条の次に次の一条を加える。
(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第三十八条の二 第十五条第四項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第三章 財務省関係
(相続税法等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「作成」の下に「又は保存」を加える。
一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第六十条第一項

一項又は第二項を「第四条各項のいずれか」に改める。

第七條第一項中「第四条第一項又は第二項を「第四条各項のいずれか」に、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」を、「当該承認を受けている国税関係帳簿書類（以下この条及び次条第一項において「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）に、「同条第一項」を「第四条第一項」に改め、「同条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項のいずれか」に改める。

第八條第一項第二号中「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改める。

第九條中「第四条第二項」を「第四条第二項又は第三項」に、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認を「種類、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては」とあるのは「種類」と、「概要、同条第三項の承認を受けようとする場合にあっては当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要」とあるのは「概要」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「前条第二項」に、「第四条第一項又は第二項」を「第四条各項」に改め、「のいずれか」を削り、「の全部」とあるのは「を」とあるのは「に」、「当該承認を受けている国税関係帳簿書類をいう。以下同じ。」の全部を「と、「第四条第一項」とあるのは「第五条第一項」に改め、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と及び、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム

に係る承認済国税関係帳簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済国税関係帳簿書類」とを削る。

第九條の二の見出しを「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外」に改め、同条中「作成等」の下に「並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第 号）第三條（電磁的記録による保存）及び第四條（電磁的記録による作成）を加える。

第十一條第一項及び第三項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条各項」に改める。

第四章 厚生労働省関係

（児童福祉法等の一部改正）

第十二條 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一條の四第一項
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九條の六第一項
- 三 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四十二條第一項
- 四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十六第一項
- 五 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八

号）第二十七條第一項

六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十三條第一項

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十六條第一項

八 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第七條の二十九第二項

九 雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第七十九條第一項

（消費生活協同組合法の一部改正）

第十三條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第四十條に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十四條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條の六の十第一項中「この条において」を削る。

第三十八條の六第一項中「診療録その他の帳簿書類」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十五條 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「帳簿書類」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」第五十四條第一項において同じ。」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第十六條 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(水道法の一部改正)

第十七条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十第一項中「この条において」を削る。

第三十九条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。)」を加える。

(じん肺法の一部改正)

第十八条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(労働災害防止団体の一部改正)

第十九条 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見

書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二号において」を「以下」に改める。

第二十四条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第二十一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「帳簿書類」の下に「(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十三条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「書類」の下に「(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

た者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十五条第一項

第五章 農林水産省関係

(農業協同組合法の一部改正)

第二十五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十二の二に次の一項を加える。

前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十六条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「帳簿書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第四十三条第一項

三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったもの

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

官 報 (号 外)

(獣医師法の一部改正)

第二十七条 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「検案簿」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(家畜商法の一部改正)

第二十八条 家畜商法(昭和二十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「帳簿書類」の下に「その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(肥料取締法の一部改正)

第二十九条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「帳簿書類」の下に「その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」次項、第三十三条の三第一項及び第二項並びに第三十三条の五第一項第六号において同じ。」を加える。

(漁船法の一部改正)

第三十条 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「書類」の下に「その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第三十一条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「書類」の下に「これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」次条第一項において同じ。」を加える。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十二条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三十三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の

添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十四条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

5 前項の監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書については、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書又は公認会計士若しくは監査法人の監査報告書を添付したものとみなす。

(漁業災害補償法の一部改正)

第三十五条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(林業種苗法の一部改正)

第三十六条 林業種苗法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「関係書類」の下に「(その作成又は備付けに代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

(森林組合法の一部改正)

第三十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定める

ものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第六章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(商工会議所法の一部改正)

第三十九条 商工会議所法(昭和二十八年法律第一百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会頭は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(商工会法の一部改正)

第四十条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。第五十七条第四項において同じ。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第五十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに

記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、連合会の会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第六十五条第二号中「(第四項及び第五項を除く。)」を「第一項から第三項まで」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第四十一条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条に次の一項を加える。

4 第二項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして経済産業省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第七章 国土交通省関係

(土地区画整理法の一部改正)

第四十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「別段の定」を「別段の定め」に、「除外」を「除くほか」に改め、同条中

第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

〔第二十八條第八項〕に改める。
〔内航海運組合法の一部改正〕
第四十三條 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合に

において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第四十四條 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「帳簿書類」の下に「その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。

〔船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正〕
第四十五條 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條に次の一項を加える。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令・国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができ

る。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(都市再開発法の一部改正)
第四十六條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

〔農住組合法の一部改正〕
第四十七條 農住組合法(昭和五十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二條に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)
第四十八條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第四十八條第三項及び第三十九條第二号中「第二十七條第六項」を「第二十七條第七項」に改める。

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)
第四十九條 マンションの建替えの円滑化等に関

する法律(平成十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第百三十八条第二号中「第二十四条第六項」を「第二十四条第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第四条の規定による改正後の地方税法第七百五十条第二項及び第五項第三号の規定(同法第七百四十八条第三項の承認に係る部分に限る。)の適用については、同法第七百五十条第二項中「三月前」とあるのは「五月前」

と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間における第十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項及び第五項第三号の規定(同法第四条第三項の承認に係る部分に限る。)の適用については、同法第六条第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、同項ただし書中「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第六十七号の「」に掲げる「」を「」に改め、同条第二号中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。

(不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、不動産の鑑定評価に関する法律第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に一節を加える改正規定中第十四条の十一第一項に係る部分中「この条において」を削り、同法第四十一条第二号及び第四十二条の改正規定の次に次のように加える。

第四十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十八日

参議院議長 扇 千景殿
総務委員長 木村 仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特別職の職員の給与について、審議会等の常勤委員等の俸給月額引下げ、特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額の特例制度の新設、給与体系の見直し等を行おうとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中第三十一号を第七十五号とし、第三十号を第七十四号とし、同条第二十九号中「第十五号」を「第四十二号」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条第二十四号から第二十八号までを削り、第二十三号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 日本学術会議会員

第一号中第二十号から第二十二号までを削り、第十九号の十二を第六十号とし、同号の次に次の十号を加える。

六十一 電波監理審議会委員

六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員

六十三 宇宙開発委員会の非常勤の委員

六十四 労働保険審査会の非常勤の委員

六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

六十六 運輸審議会の非常勤の委員

六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員

六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員

六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員

七十 中央選挙管理会の委員

第一号中第十九号の十一を第五十九号とし、第十九号の十を第五十八号とし、第十九号の九を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

第一号中第十九号の八を第五十五号とし、第十九号の三から第十九号の七までを削り、第十九号の二の三を第五十四号とし、第十九号の二の二を第五十三号とし、第十九号の二を第五十二号とし、第十八号の二から第十九号までを削り、第十八号を第五十一号とし、第十七号の三を第四十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員

四十九 公安審査委員会の委員長及び委員

五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員

第一号中第十七号の二を第四十六号とし、第十七号を第四十五号とし、第十六号の二を第四十四号とし、第十六号を第四十三号とし、第十五号を第四十二号とし、第十四号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員

四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員

四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

第一号中第十三号の六を削り、第十三号の五の六を第三十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員

三十五 宇宙開発委員会の常勤の委員

三十六 労働保険審査会の常勤の委員

三十七 社会保険審査会委員

第一号第十三号の五の五を同条第三十二号とし、同条第十三号の五の四中「会長及び」を削り、同号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 地方財政審議会委員

第一号第十三号の五の三中「の委員長及び」を削り、同号を同条第二十九号とし、同条第十三号の五の二を第二十八号とし、第十三号の三から第十三号の五までを削り、第十三号の二の三を第二十七号とし、同条第十三号の二の二中「委員長及び」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条第十三号の二を第二十五号とし、第十二号から第十三号までを削り、第十一号を第十五号とし、同号の次に次の九号を加える。

十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員

十七 総合科学技術会議の常勤の議員

十八 原子力委員会委員長

十九 証券取引等監視委員会委員長

二十 公認会計士・監査審査会会長

二十一 中央更生保護審査会委員長

二十二 宇宙開発委員会委員長

二十三 社会保険審査会委員長

二十四 航空・鉄道事故調査委員会委員長

第一号中第十号の三を削り、第十号の二を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員

十四 国家公安委員会委員

第一号中第九号及び第十号を削り、第八号を

第十一号とし、第七号の二を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の二を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第二号中「第十六号の二」を「第四十四号」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 第一号第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一号第九号に掲げる特別職の職員 百三十二万八千円

二 第一号第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百三十万千円

三 第一号第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百三十万千円又は百十四万六千円

第三号第三項中「百六十二万六千円」の下に「百五十五万七千円」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならぬ。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一号第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めよ
うとするとき。
三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めよ
うとするとき。
第三条第五項を削る。
第四条第一項中「第一条第九号から第十四号まで」を「第一条第十二号から第四十一号まで」に、「が主たる所得」を「国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。」が政令で定める基準に該当すること」に改める。
第九条中「第一条第十七号から第二十八号ま

で」を「第一条第四十五号から第七十二号まで」に改める。
第十条中「第一条第二十九号」を「第一条第七十三号」に改める。
第十一条中「第一条第三十号」を「第一条第七十四号」に、「基く」を「基づく」に改める。
第十二条中「第一条第三十一号」を「第一条第七十五号」に改める。
第十五条中「第一条第三十号及び第三十一号」を「第一条第七十四号及び第七十五号」に改める。
附則第三項中「同条第五項中「第一項」を「同条第四項第三号中「別表第三」に改め、「附則第三項」の下に「の規定」を加える。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二、二二七、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一、六二六、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
内閣官房副長官	
副大臣及び副長官	一、五五七、〇〇〇円
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
宮内庁長官	

<p>検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官及び長官政務官 公害等調整委員会委員長 侍従長 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 東宮大夫 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員</p>	<p>一、三二八、〇〇〇円 一、三〇一、〇〇〇円 一、一四六、〇〇〇円</p>
--	---

情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
 証券取引等監視委員会委員
 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
 地方財政審議会委員
 国地方係争処理委員会の常勤の委員
 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
 中央更生保護審査会の常勤の委員
 宇宙開発委員会の常勤の委員
 労働保険審査会の常勤の委員
 社会保険審査会委員
 運輸審議会の常勤の委員
 土地鑑定委員会の常勤の委員
 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員
 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
大使	三号俸 一、三〇一、〇〇〇円
	二号俸 一、一四六、〇〇〇円
	一号俸 一、〇一二、〇〇〇円
公使	三号俸 一、三〇一、〇〇〇円
	二号俸 一、一四六、〇〇〇円
	一号俸 一、〇一二、〇〇〇円

(二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十一万八千円」を「百三十万千円」に、「第十六号」を「第四十三号」に改める。
 (国家公務員退職手当法の一部改正)
 第三条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において総合科学技術会議の常勤の議員、地方財政審議会会長、原子力委員会委員長、中央更生保護審査会委員長、宇宙開発委員会委員長、証券取引等監視委員会委員長、公認会計士・監査審査会会長若しくは航空・鉄道事故調査委員会委員長(以下この項において「総合科学技術会議の常勤の議員等」という。)又は社会保険審査会の委員長若しくは委員、労働保険審査会の常勤の委員、公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員、地方財政審議会委員、食品安全委員会の常勤の委員、原子力委員会の常勤の委員、原子力安全委員会の常勤の委員、中央更生保護審査会の常勤の委員、宇宙開発委員会の常勤の委員、土地鑑定委員会の常勤の委員、証券取引等監視委員会委員、公認会計士・監査審査会の常勤の委員、国地方係争処理委員会の常勤の委員、電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員、航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員若しくは運輸審議会の常勤の委員(以下こ

の項において「社会保険審査会委員長等」という。)である者が当該特別職の職員として受ける俸給月額、同日を含む任期に係る期間は、第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(次項において「新特別職給与法」という。)第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、総合科学技術会議の常勤の議員等である者にあつては百三十万千円、社会保険審査会委員長等である者にあつては百四十六万六千円とする。

3 施行日の前日において情報公開審査会の常勤の委員である者であつて行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)附則第二条第一項前段の規定により同法の施行の日に情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員として任命されたものとみなされる者が当該特別職の職員として受ける俸給月額は、同項後段の規定による任期に係る期間は、新特別職給与法第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、百四十六万六千円とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとすれば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定

の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当については、同項の規定は、なおその効力を有する。

5 前二項に定めるもののほか、この法律の施行

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「第十六号」を「第四十三号」に改める。

7 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）
8 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十五号」を「第四十二号」に改める。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）
9 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第一条第四号から第十四号まで」を「第一条第五号から第四十一号まで」に改める。

審査報告書

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十八日

総務委員長 木村 仁

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行うおとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第一条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第二級の項第五号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を削り、「以上」を「以上」を削り、同項第七号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を削り、同項第九号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第一二号中「を失つたもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第一三号中「手指」の下に「の用を廃したも又は母指以外の三の手指を加え、同表第一〇級の項中第六号を削り、第五号

官 報 (号 外)

を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの
別表第一〇級の項第七号中「の用を廃したものを、示指を含み二の手指の用を廃したものを」を削り、「及び示指以外の三」を「以外の二」に改め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第一〇号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第一号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第一級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「一手の下に」示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第九号を削り、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第一四号を第一五号とし、第一三号を第一四号とし、同項第一二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項中第一一号を第一二号とし、第一〇号を第一一号とし、同項第九号中「一手の下に」示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの
別表第一三級の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用

を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とする。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第二級の項第五号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関

節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第六級の項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「及び示指」を削り、同表第七級の項第六号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失つたもの又は母指以外の四」に改め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第九号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第一〇号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第一三号中「鞏丸」を「鞏丸」に改め、同表第八級の項第三号中「手指の下に」を失つたもの又は母指以外の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上を」の手指の用を廃したもの又は母指以外の四」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第一二号中「を失つたもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第一三号中「手指の下に」の用を廃したもの又は母指以外の三の手指」を加

え、同表第一〇級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表第一〇級の項第七号中「の用を廃したものを、示指を含み二の手指の用を廃したものを」を削り、「及び示指以外の三」を「以外の二」に改め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第一〇号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第一号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第一級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「一手の下に」示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第九号を削り、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第一四号を第一五号とし、第一三号を第一四号とし、同項第一二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項中第一一号を第一二号とし、第一〇号を第一一号とし、同項第九号中「一手の下に」示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの
別表第一三級の項中第七号を削り、第六号を

第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(附則第三条及び第四条第一項において「新国公災法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法の規定は、平成十六年七月一日から適用する。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 国家公務員災害補償法第一条第一項に規

定する職員(次条において「職員」という。)が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年六月三十日以前に治つたとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける第一条の規定による改正前の国家公務員災害補償法(附則第四条において「旧国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

第三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの間に治つたとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新国公災法別表の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第一三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第一〇級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第一一級の項第八号中「示指、中指又は環指

を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したものと」と、同表第一二級の項第一〇号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

第四条 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前条の規定により読み替へて適用される新国公災法(以下この条において「読替後の新国公災法」という。)第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの(次項に規定する者を除く。)に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧国公災法第十三条の規定の適用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

2 旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定の適

用については、旧国公災法第十三条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替後の新国公災法第十三条第一項又は第七項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員への準用)

第六条 附則第二条から前条までの規定は、地方公務員災害補償法第二条第一項に規定する職員に対する同法第二十九条第一項又は第七項の規定による障害補償について準用する。この場合において、附則第二条の見出し中「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、同条中「国家公務員災害補償法第一条第一項」とあるのは「地方公務員災害補償法第二条第一項」と、「公務上」とあるのは「公務(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。次条において同じ。上」と、「通勤」とあるのは「通勤(地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。上」と、「第一条」とあるのは「第二条」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法」と、「旧国公災法」とあるのは

は「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、附則第三条中「新国公災法第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下この条及び次条第一項において「新地公災法」という。)第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法別表」とあるのは「新地公災法別表」と、附則第四条中「旧国公災法」とあるのは「旧地公災法」と、「第十三条第一項又は第七項」とあるのは「第二十九条第一項又は第七項」と、「新国公災法」とあるのは「新地公災法」と、前条の見出し中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条中「第一条」とあるのは「第二条」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

審査報告書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月十八日

法務委員長 渡辺 孝男

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判外紛争解決手続についての

基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ろうとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁判外紛争解決手続が裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義及び内容等について、国民に対して周知徹底を図ること。

二 国民が簡易・迅速な裁判外紛争解決手続を適切に選択できるよう、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、日本司法支援センターその他の関係機関との連携強化、人材育成、法律扶助の適用など、財政上の措置を含め裁判外紛争解決手続制度の総合的な基盤整備に、なお一層努めること。

三 認証に当たっては、民間の紛争解決事業者の自主性や独立性を損なうことのないよう、その趣旨を十分周知するとともに、国民が安心して

裁判外紛争解決手続を利用できるよう、適正な運用を図り、法施行後の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを含め所要の措置を講ずること。

四 手続実施者が弁護士でない場合において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士に助言を受けることができるようにするための措置については、公正かつ適正な手続を確保し、裁判外紛争解決手続利用者の利益を損なうことのないよう十分に配慮すること。

五 民間紛争解決手続における執行力の付与については、紛争解決の実効性を確保するため、利用者の権利保護も十分配慮した上で、引き続き法整備等の措置も含め検討すること。

六 民間団体等が行う調停、あっせん等の手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、紛争当事者間で合意が得られない場合の適用原則の法令化について、民間紛争解決手続の多様性も配慮した上で、今後の国際的動向等を勘案しつつ引き続き検討すること。

七 本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証(第五条―第十三条)

第二節 認証紛争解決事業者の業務(第十四条―第十九条)

第三節 報告等(第二十条―第二十四条)

第四章 雑則(第二十八条―第三十一条)

第五章 罰則(第三十二条―第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化

に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もつて国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

(基本理念等)

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(国等の責務)

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛

争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証

(民間紛争解決手続の業務の認証)
第五条 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。

二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。)又は申請者の子会社等(申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。)を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者については、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士等の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

官 報 (号 外)

<p>八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。</p> <p>九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するかどうかを確認するための手続を定めていること。</p> <p>十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。</p> <p>十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。</p> <p>十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。</p> <p>十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。</p>	<p>十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。</p> <p>十五 申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。</p> <p>十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。</p>	<p>十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。</p> <p>十五 申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。</p> <p>十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。</p>
<p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>五 この法律又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定に違反し、罰金の刑に処</p>	<p>第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者</p> <p>三 破産者で復権を得ないもの</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>五 この法律又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定に違反し、罰金の刑に処</p>	<p>せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>七 認証紛争解決事業者で法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者</p>
<p>のがあるもの</p> <p>十一 暴力団員等とその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認証の申請)</p> <p>第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款を記載した書類</p> <p>二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類</p> <p>三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書</p> <p>四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民</p>	<p>のがあるもの</p> <p>十一 暴力団員等とその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認証の申請)</p> <p>第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款を記載した書類</p> <p>二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類</p> <p>三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書</p> <p>四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民</p>	<p>のがあるもの</p> <p>十一 暴力団員等とその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認証の申請)</p> <p>第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款を記載した書類</p> <p>二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類</p> <p>三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書</p> <p>四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民</p>

間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて法務省令で定めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類

3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(認証に関する意見聴取)

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に關し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めると

ころにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。

(認証審査参与員)

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに關し、法務大臣に對し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

2 認証審査参与員は、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができる。

3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に關する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 認証審査参与員は、非常勤とする。

第十一条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を

利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に關し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(変更の認証)

第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請

に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。

(変更の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所の変更
二 認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更
三 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更
四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更

2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第二節 認証紛争解決事業者の業務(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて

官 報 (号 外)

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。

一 手続実施者の選任に関する事項

二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(暴力団員等の使用の禁止)

第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。

(手続実施記録の作成及び保存)

第十六条 認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところにより、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日

二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称

三 手続実施者の氏名

四 認証紛争解決手続の実施の経緯

五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手

続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であつて法務省令で定めるもの(合併の届出等)

第十七条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)

二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡

三 当該認証紛争解決事業者を分割する法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの

四 認証紛争解決手続の業務の廃止

法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内

に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

(解散の届出等)

第十八条 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、解散に相当する行為。以下同じ。)をした場合には、その清算人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人であつた者。次項において同じ。)は、当該解散の日から一月以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

2 前項の清算人は、当該解散の日(認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間以内)に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

(認証の失効)

第十九条 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。

一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散を

したとき。

三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。

第三節 報告等

(事業報告書の提出)

第二十条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告等)

第二十二條 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(認証の取消し)
第二十三條 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第七条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わなかつたとき。

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号

のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- 一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなかつたとき。
- 二 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものでなくなつたとき。
- 三 この法律の規定に違反したとき。

3 法務大臣は、前二項の規定による認証の取消しをしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内、当該処分の日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について準用する。

(民間紛争解決手続の業務の特性への配慮)

第二十四條 法務大臣は、第二十一条第一項の規定により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は第二十二条の規定により勧告をし、若しくは命令をするに当たつては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行う者との間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

(時効の中断)

第二十五条 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失ひ、かつ、当該認証がその効力を失つた日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実

施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があつたことを知つた日のいずれか早い日(認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失つた場合にあつては、その死亡の事実を知つた日)から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日(認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日)から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第二十六条 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間に

において認証紛争解決手続が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(調停の前置に関する特則)

第二十七条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十四条の二第一項の事件又は家事審判法(昭和二十二年法律第五百二十二号)第十八条第一項の事件(同法第二十三条の事件を除く。)について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

第四章 雑則

第二十八条 認証紛争解決事業者(認証紛争解決

手続における手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

(協力依頼)

第二十九条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(法務大臣への意見)

第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができ

る。

(認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表)

第三十一条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の

方法により公表することができる。

第五章 罰則

第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等をその

認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項の規定に違反した者

第三十三条 法人(法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、当該各項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その

訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十三条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作成し、又は手続実施記録を保存しなかつた者

四 第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十三条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十二条第二項の規定による命令に違反した者

2 認証紛争解決事業者(法人にあつてはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者が第

二十一第一項の規定による検査を拒み、妨

十二号第一条に規定する地方道路公社
 四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社
 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第七百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるものの
 第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。
 第十一章 その他の者による出版物の納入
 第二十五条第二項中「第二十四条第二項の」を「第二十四条第三項の」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。
 第二十五条の二第二項の項番号を削る。
 附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二十四条関係)

名 称	根 拠 法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)

別表第二(第二十四条の二関係)

日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。
 別表第一 日本自転車振興会の項の次に次のように加える。
 日本司法支援センター
 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)

附 則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。
 (経過措置)
 第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。
 第三条 日本道路公団等民営化関係法(平成十六年法律第二百二号)の施行の日の前日までの間ににおけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中 住宅金融公庫
 住宅金融公庫法(昭和二十五年

法律第五十六号)

とあるのは

住宅金融公庫
首都高速道路公団
住宅金融公庫法(昭和
首都高速道路公団法

二十五年法律百五十六号)

と、
日本中央競馬会

日本中央競馬会法

(昭和三十四年法律百三十三号)

(昭和二十九年法律第二百五号)

とあるのは
日本中央競馬会
日本道路公団

日本中央
日本道路

競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

公団法(昭和三十一年法律第六号)

と、
農林漁業金融公庫

農林漁

業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

とあるのは

農林漁業金融公庫
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

とする。

第四条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律百五号)の施行の日(平成十八年四月

一日)の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

日本郵政公社
日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

と

あるのは、

日本郵政公社
年金資金運用基金

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

とする。

投票者氏名

日程第一 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

- | | |
|--------|---------|
| 阿部 正俊君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君 | 秋元 司君 |
| 浅野 勝人君 | 荒井 正吾君 |
| 泉 信也君 | 市川 一朗君 |
| 岩城 光英君 | 岩永 浩美君 |
| 魚住 汎英君 | 小野 清子君 |
| 大野つや子君 | 太田 豊秋君 |
| 岡田 直樹君 | 岡田 広君 |
| 荻原 健司君 | 加治屋義人君 |
| 狩野 安君 | 景山俊太郎君 |
| 柏村 武昭君 | 片山虎之助君 |
| 金田 勝年君 | 亀井 郁夫君 |
| 河合 常則君 | 木村 仁君 |
| 岸 宏一君 | 岸 信夫君 |
| 北岡 秀二君 | 北川イッセイ君 |
| 杏掛 哲男君 | 倉田 寛之君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君 |
| 小泉 顕雄君 | 小齐平敏文君 |
| 小林 温君 | 後藤 博子君 |

- | | |
|--------|--------|
| 鴻池 祥肇君 | 佐藤 昭郎君 |
| 佐藤 泰三君 | 坂本由紀子君 |
| 桜井 新君 | 清水嘉与子君 |
| 椎名 一保君 | 陣内 孝雄君 |
| 末松 信介君 | 鈴木 政二君 |
| 世耕 弘成君 | 関口 昌一君 |
| 関谷 勝嗣君 | 田浦 直君 |
| 田中 直紀君 | 田村 公平君 |
| 田村耕太郎君 | 竹山 裕君 |
| 武見 敬三君 | 谷川 秀善君 |
| 段本 幸男君 | 常田 享詳君 |
| 鶴保 庸介君 | 中川 雅治君 |
| 中川 義雄君 | 中島 啓雄君 |
| 中曾根弘文君 | 中原 爽君 |
| 中村 博彦君 | 二之湯 智君 |
| 西島 英利君 | 西田 吉宏君 |
| 西銘順志郎君 | 野上浩太郎君 |
| 野村 哲郎君 | 南野知恵子君 |
| 長谷川憲正君 | 橋本 聖子君 |
| 林 芳正君 | 福島啓史郎君 |
| 藤井 基之君 | 藤野 公孝君 |
| 真鍋 賢二君 | 舛添 要一君 |
| 松田 岩夫君 | 松村 祥史君 |
| 松村 龍二君 | 松山 政司君 |
| 三浦 一水君 | 水落 敏栄君 |
| 溝手 顕正君 | 森元 恒雄君 |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君 |
| 山崎 力君 | 山崎 正昭君 |

山下 英利君	山谷えり子君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	紙 智子君	小池 晃君	片山虎之助君	金田 勝年君
山本 一太君	山本 順三君	白 眞勲君	林 久美子君	小林美恵子君	大門実紀史君	亀井 郁夫君	河合 常則君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	平田 健二君	平野 達男君	仁比 聡平君	吉川 春子君	木村 仁君	岸 宏一君
若林 正俊君	脇 雅史君	広田 一君	広中和歌子君	大田 昌秀君	田 英夫君	岸 信夫君	北岡 秀二君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	広野ただし君	福山 哲郎君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	北川イツセイ君	杵掛 哲男君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤末 健三君	藤本 祐司君	又市 征治君	糸数 慶子君	倉田 寛之君	小池 正勝君
家西 悟君	池口 修次君	藤原 正司君	前川 清成君	黒岩 宇洋君	近藤 正道君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
犬塚 直史君	今泉 昭君	前田 武志君	松井 孝治君	黒岩 宇洋君	近藤 正道君	小泉 昭男君	小林 温君
岩本 司君	江田 五月君	松岡 徹君	松下 新平君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	小齊平敏文君	後藤 博子君
小川 勝也君	小川 敏夫君	円 より子君	水岡 俊一君	角田 義一君	角田 義一君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
尾立 源幸君	大石 正光君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	角田 義一君	角田 義一君	坂本由紀子君	桜井 新君
大江 康弘君	大久保 勉君	築瀬 進君	柳澤 光美君	角田 義一君	角田 義一君	清水嘉与子君	椎名 一保君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	山下八洲夫君	山根 隆治君	角田 義一君	角田 義一君	陣内 孝雄君	末松 信介君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	山本 孝史君	蓮 舫君	角田 義一君	角田 義一君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	角田 義一君	角田 義一君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	角田 義一君	角田 義一君	田浦 直君	田中 直紀君
小林 正夫君	小林 元君	浮島とも子君	加藤 修一君	角田 義一君	角田 義一君	田村 公平君	田村耕太郎君
輿石 東君	佐藤 泰介君	風間 昶君	草川 昭三君	角田 義一君	角田 義一君	竹山 裕君	武見 敬三君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	木庭健太郎君	澤 雄二君	角田 義一君	角田 義一君	谷川 秀善君	段本 幸男君
櫻井 充君	芝 博一君	白浜 一良君	高野 博師君	角田 義一君	角田 義一君	常田 享詳君	鶴保 庸介君
島田智哉子君	主濱 了君	谷合 正明君	遠山 清彦君	角田 義一君	角田 義一君	中川 雅治君	中川 義雄君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	西田 実仁君	浜田 昌良君	角田 義一君	角田 義一君	中島 啓雄君	中曾根弘文君
田名部匡省君	田村 秀昭君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	角田 義一君	角田 義一君	中原 爽君	中村 博彦君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	福本 潤一君	松 あきら君	角田 義一君	角田 義一君	二之湯 智君	西島 英利君
谷 博之君	千葉 景子君	山口那津男君	山下 栄一君	角田 義一君	角田 義一君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
ソルメンマルティ君	津田弥太郎君	山本 香苗君	山本 保君	角田 義一君	角田 義一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	角田 義一君	角田 義一君	南野知恵子君	長谷川憲正君
内藤 正光君	直嶋 正行君	井上 哲士君	市田 忠義君	角田 義一君	角田 義一君	橋本 聖子君	林 芳正君

福島啓史郎君	藤井 基之君	櫻井 充君	芝 博一君	谷合 正明君	遠山 清彦君	大野つや子君	太田 豊秋君
藤野 公孝君	真鍋 賢二君	島田智哉子君	主濱 了君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岡田 直樹君	岡田 広君
舛添 要一君	松田 岩夫君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	荻原 健司君	加治屋義人君
松村 祥史君	松村 龍二君	田村 秀昭君	高嶋 良充君	福本 潤一君	松 あきら君	狩野 安君	景山俊太郎君
松山 政司君	三浦 一水君	高橋 千秋君	谷 博之君	山口那津男君	山下 栄一君	柏村 武昭君	片山虎之助君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	千葉 景子君	ヱルキンマルチ君	山本 香苗君	山本 保君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	河合 常則君	木村 仁君
山内 俊夫君	山崎 力君	那谷屋正義君	内藤 正光君	井上 哲士君	市田 忠義君	岸 宏一君	岸 信夫君
山崎 正昭君	山下 英利君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	紙 智子君	小池 晃君	北岡 秀二君	北川イツセイ君
山谷えり子君	山本 一太君	白 眞勲君	林 久美子君	小林美恵子君	小池 寛之君	杏掛 哲男君	倉田 寛之君
山本 順三君	吉田 博美君	平田 健二君	平野 達男君	仁比 聡平君	吉川 春子君	小池 正勝君	小泉 昭男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	広田 一君	広中和歌子君	大田 昌秀君	田 英夫君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君
脇 雅史君	足立 信也君	広野ただし君	福山 哲郎君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	小林 温君	後藤 博子君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	藤末 健三君	藤本 祐司君	又市 征治君	糸数 慶子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
伊藤 基隆君	家西 悟君	藤原 正司君	前川 清成君	黒岩 宇洋君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君
池口 修次君	犬塚 直史君	前田 武志君	松井 孝治君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	桜井 新君	清水嘉与子君
今泉 昭君	岩本 司君	松岡 徹君	松下 新平君			椎名 一保君	陣内 孝雄君
江田 五月君	小川 勝也君	円 より子君	水岡 俊一君			末松 信介君	鈴木 政二君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			世耕 弘成君	関口 昌一君
大石 正光君	大江 康弘君	築瀬 進君	柳澤 光美君			関谷 勝嗣君	田浦 直君
大久保 勉君	大塚 耕平君	山下八洲夫君	山根 隆治君			田中 直紀君	田村 公平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山本 孝史君	蓮 舫君			田村耕太郎君	竹山 裕君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	賛成者氏名	二二二名	武見 敬三君	谷川 秀善君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	段本 幸男君	常田 享詳君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	浮島とも子君	加藤 修一君	青木 幹雄君	秋元 司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
小林 正夫君	小林 元君	風間 昶君	草川 昭三君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	中川 義雄君	中島 啓雄君
輿石 東君	佐藤 泰介君	木庭健太郎君	澤 雄二君	泉 信也君	市川 一朗君	中曾根弘文君	中原 爽君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	白浜 一良君	高野 博師君	岩城 光英君	岩永 浩美君	中村 博彦君	二之湯 智君

反対者氏名

日程第五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

〇名

西島 英利君	西田 吉宏君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	青木 幹雄君	秋元 司君
西銘順志郎君	野上浩太郎君	小林 正夫君	小林 元君	浮島とも子君	加藤 修一君	浅野 勝人君	荒井 正吾君
野村 哲郎君	長谷川憲正君	奥石 東君	佐藤 泰介君	風間 昶君	草川 昭三君	泉 信也君	市川 一朗君
橋本 聖子君	林 芳正君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	木庭健太郎君	澤 雄二君	岩城 光英君	岩永 浩美君
福島啓史郎君	藤井 基之君	櫻井 充君	芝 博一君	白浜 一良君	高野 博師君	魚住 汎英君	小野 清子君
藤野 公孝君	真鍋 賢二君	島田智哉子君	主濱 了君	谷合 正明君	遠山 清彦君	大野つや子君	太田 豊秋君
舛添 要一君	松田 岩夫君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岡田 直樹君	岡田 広君
松村 祥史君	松村 龍二君	田名部匡省君	田村 秀昭君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	荻原 健司君	加治屋義人君
松山 政司君	三浦 一水君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	福本 潤一君	松 あきら君	狩野 安君	景山俊太郎君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	谷 博之君	千葉 景子君	山口那津男君	山下 栄一君	柏村 武昭君	片山虎之助君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	シチンマルテ君	津田弥太郎君	山本 香苗君	山本 保君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
山内 俊夫君	山崎 力君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	河合 常則君	木村 仁君
山崎 正昭君	山下 英利君	内藤 正光君	直嶋 正行君	井上 哲士君	市田 忠義君	岸 宏一君	岸 信夫君
山谷えり子君	山本 一太君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	紙 智子君	小池 晃君	北岡 秀二君	北川イツセイ君
山本 順三君	吉田 博美君	白 眞勲君	林 久美子君	小林美恵子君	大門実紀史君	沓掛 哲男君	倉田 寛之君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	平田 健二君	平野 達男君	仁比 聡平君	吉川 春子君	小池 正勝君	小泉 昭男君
脇 雅史君	足立 信也君	広田 一君	広中和歌子君	大田 昌秀君	田 英夫君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	広野ただし君	福山 哲郎君	福島みずほ君	渕上 貞雄君	小林 温君	後藤 博子君
伊藤 基隆君	家西 悟君	藤末 健三君	藤本 祐司君	又市 征治君	糸数 慶子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
池口 修次君	犬塚 直史君	藤原 正司君	前川 清成君	黒岩 宇洋君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君
今泉 昭君	岩本 司君	前田 武志君	松井 孝治君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	桜井 新君	清水嘉与子君
江田 五月君	小川 勝也君	松岡 徹君	松下 新平君	反 対 者 氏 名	角田 義一君	椎名 一保君	陣内 孝雄君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	円 より子君	水岡 俊一君	賛 成 者 氏 名	阿部 正俊君	末松 信介君	陣内 孝雄君
大石 正光君	大江 康弘君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	国立国会図書館法の 一部を改正する法律案(衆議 院提出)	阿部 正俊君	世耕 弘成君	関口 昌一君
大久保 勉君	大塚 耕平君	築瀬 進君	柳澤 光美君	賛成者氏名	阿部 正俊君	関谷 勝嗣君	関口 昌一君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	山下八洲夫君	山根 隆治君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	田中 直紀君	田浦 直君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	山本 孝史君	蓮 舫君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	田村耕太郎君	田村 公平君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	武見 敬三君	谷川 秀善君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇〇円 三〇〇円